



## 製造物責任（PL）法に関連した よくある問い合わせ ～製造物とは～

製造物責任（PL）法は、製造物の欠陥により被害が生じた際の製造業者等の損害賠償責任について定めた法律ですが、自分が扱っている製品が“製造物”にあたるのかどうかという質問を受けることがあります。

弊社は化学プラント建設業であるが、依頼を受けて納入した化学プラントで爆発等の事故があり、工場や周辺住民に被害が出た場合、製造物責任を問われることはあるのか。

PL法では、「製造物とは、製造又は加工された動産をいう」と定義されており、不動産は製造物と見なしません。化学プラントは全体で見れば建物と一体となった不動産です。しかし、化学プラントを構成する個々の機械や設備は動産と見なすこともでき、その集合体が化学プラントであるともいえます。個々の機械や設備に、それらが引き渡された時点で欠陥があり、それが原因で事故が起こった場合は製造物責任を問われる可能性は十分に考えられます。製造物責任は、欠陥ある動産を製造又は加工し、かつ、引き渡した製造業者の責任を問うものであり、引き渡された後で他の物（例えば化学プラント）の一部になっていたか否かは問題にならないのです。



新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、様々な感染防止対策が必要とされますが、地方自治体で、住民向けに除菌剤の無料配布を検討することもあるようで、次のような問い合わせがありました。

自分は自治体の職員であるが、新型コロナウイルスの感染予防対策として、自治体で電気分解により次亜塩素酸水を生成できる機器を購入し、生成した次亜塩素酸水を市民に無料配布することを検討している。容器は各々が持参したペットボトルなどに入れて配布する。無料であっても配布した次亜塩素酸水で事故が発生した場合に製造物責任が問われるか。

この問い合わせには2つのポイントがあります。

一つ目は、無料配布する除菌剤は製造物に該当するのかということです。PL法の製造物は、「製造又は加工された動産」であり無償、有償を問いません。一般企業でいえば、販売促進のために顧客に無料で提供する販促品や試供品も製造物に該当します。

二つ目は、自治体は製造業者等と言えるのかということです。PL法では「製造業者等とは、当該製造物を業として製造、加工又は輸入した者」とされており、“業として”が引っ掛かります。

“業”には一般的に“職業”という意味があるので、無償で提供する場合には該当しないのではないかとと思われるかもしれません。PL法でいう“業として”とは“反復、継続して”という意味で、必ずしも営利目的に限定されないのです。

PL法の“製造物”の要件は①有体物であること、②動産であること、③製造又は加工された動

産であることの 3 点です。間違いやすいと思われるものがいくつかありますのでご紹介しておきたいと思います。

まず、無体物は製造物に該当しません。無体物とは「物」以外の姿かたちのないものですので、有体物以外のものということになります。

例えば、コンピューターのソフトウェアなどは、その内容は情報と解されるため製造物に該当しません。しかし、ソフトウェアを組み込んだハードディスク等の磁気媒体は製造物になりますので要注意です。

また、美容室でのヘアカラーやパーマの施術ミス、エステティックサロンでのサービスのミスなどに関連して、製造物責任を問えないかとの問い合わせをいただくことがありますが、サービスの提供も有体物ではありませんので、PL法の対象外です。

相談事例でも説明した通り、土地、建物等の“不動産”は製造物に該当しません。しかし、建物の構成物については、羽目板、ひさしなどは建物の一部であり、独立の物ではないとされる一方、畳、建具といった建物から取り外しが容易で独立して取引の対象となり得るものは動産と見なされ製造物に該当します。

「製造又は加工された動産」に該当しないのでPL法の対象とならないものとしては、未加工の農林畜水産物、採掘されたままの鉱物などの自然産物があります。

農林畜水産物は主として自然の力を利用して生産が行われるものであり、工業製品とは異なることからPL法の製造物に該当しません。しかし、これは未加工であることが前提です。魚は製造物ではありませんが、刺身は加工が加えられたものとして製造物に該当します。

砂利を採取して水洗いして製品化した場合はどうでしょうか、砂利は動産ですから問題になるのは水洗いが加工に当たるかどうかです。この場合、一般的には、水洗いは加工に当たらないと解釈されます。「加工」とは、動産を材料としてこれに工作を加え、その本質は保持させつつ新しい属性を付加し、価値を加えることであり、水洗いだけでは加工には当たらないということです。